

熊本市屋外広告物条例の一部改正について

熊本市屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「第 14 条第 1 項」を「第 21 条第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項第 4 号中「歩道さく、こま止め」を「歩道柵、駒止め」に改め、同条第 2 項中「はり紙、はり札等」を「貼り紙、貼り札等」に改める。

第 10 条第 2 項第 11 号及び同条第 4 項中「はり紙、はり札等」を「貼り紙、貼り札等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

6 市長は、公益上必要な施設又は物件で市長が認めるものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、第 3 条の規定にかかわらず、熊本市景観審議会条例（平成 15 年条例第 29 号）に基づき設置される熊本市景観審議会（以下「熊本市景観審議会」という。）の議を経て、その表示又は設置を許可することができる。

7 市長は、法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる物件に表示し、又は設置するものを除く。）であつて、その広告料収入を地域における公共的な取組であつて市長が認めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、第 3 条及び第 5 条の規定にかかわらず、熊本市景観審議会の議を経て、その表示又は設置を許可することができる。

第12条第1号中「たい色し」を「退色し」に、「はく離した」を「剥離した」に改める。

第13条第1項中「又は第10条第5項」を「、第7条第2項又は第10条第5項から第7項まで」に改め、同条第3項中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札等」を「貼り札等」に改める。

第15条第1項中「又は第10条第5項」を「、第7条第2項又は第10条第5項から第7項まで」に改める。

第16条第2項中「熊本市景観審議会条例（平成15年条例第29号）に基づき設置される熊本市景観審議会（以下「熊本市景観審議会」という。）」を「熊本市景観審議会」に改める。

第17条第1項中「ちょう付して」を「貼付して」に改める。

第32条第1項中「違反する広告物」を「違反する広告物又は掲出物件（以下この条において「広告物等」という。）」に、「当該広告物」を「当該広告物等」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「広告物」を「広告物等」に改める。

第53条ただし書中「はり紙、はり札等」を「貼り紙、貼り札等」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部改正）

- 2 熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例（平成7年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第5項」を「第7条第2項、第10条第5項から第7項まで」に改める。

（提出理由）

広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止規定の適用除外とする事項を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。